

たのしいでんきコース別説明書

朝[☀]トクコース・ママ[♥]トクコース



平成 28 年 9 月 28 日実施

平成 28 年 11 月 18 日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

1. 実施期日と適用条件	2
2. 定義	2
3. 細目	3
4. 料金表	5

たのしいでんきプラン別説明書 朝トクコース・ママトクコース（以下、説明書については、「本説明書」といい、コースについては「本コース」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、平成 28 年 9 月 28 日より実施し、お客様により本コースへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は、たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) 本説明書では、5 時 00 分 00 秒から 6 時 59 分 59 秒を、朝トク時間とし、19 時 00 分 00 秒から 20 時 59 分 59 秒を、ママトク時間とします。時間は、日本標準時間とします。また、時間および電力量の算定には、各地域の一般送配電事業者が設置する、スマートメーターにより計量されたデータを弊社が受領し、計算の算定基礎といたします。
- (3) 朝トク時間料金、およびママトク時間料金とは、朝トク時間、およびママトク時間の電力量料金をいいます。
- (4) 契約種別とは、お客さまが契約時点で決定され、契約された従量電灯の各プランをいいます。
- (5) 契約種別変更手数料とは、お客さまが、現在ご契約している当社の契約種別から、当社の他の契約種別へ変更される場合の手数料をいいます。
- (6) 本説明書第 4 条（料金表）の 1 契約種別毎に掲げる、北海道かにプラン、東北なまはげプラン、東京大江戸プラン、中部しゃちほこプラン、北陸ます寿司プラン、関西たこやきプラン、中国もみじプラン、九州めんたいこプランを総称して、プランといいます。プランに該当しない契約種別は本コースにお申込みできません。
- (7) 本コースにお申込できる対象のプランは、北海道、東北、東京、中部、北陸、九州は、従量電灯 B、関西、四国は、従量電灯 A に限らせていただきます。

3.細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に依拠するものとします。
以下に、掲げる事項は、本説明書の全ての契約種別に適用いたします。
- (2) 本コースは、当社への新規のお申込み、当社から当社の契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。ただし、ご家庭での使用、かつ、契約名義は個人名義とし、弊社の営業施策上一部受け入れに制限を設けることがあります。
- (3) 供給地点で、商取引を行う場合の申込みは、申込みをお断りさせていただきます。そのため、共用部なども名義が個人名でのお申込みであった場合でもお引き受けすることはできません。
- (4) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（Ⅱ契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、停止、または、中止のお知らせ等を当社のホームページに掲載します。
- (5) 本説明書の、4（料金表）の各プランの朝トクコースの朝トク時間料金は、0円00銭とします。
- (6) 本説明書の、4（料金表）の各プランのママトクコースのママトク時間料金は、0円00銭とします。
- (7) お客さまが、朝トク時間、および、ママトク時間に使用した電力量は、たのしいでんき約款第16条（料金の算定期間）に定める期間、当月の使用電力量として累積されるものとします。
- (8) 朝トク時間料金、および、ママトク時間料金には、たのしいでんき約款に基づき、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および、燃料費調整を適用し、料金に加算して請求いたします。
- (9) 朝トク時間料金、および、ママトク時間料金には、たのしいでんき約款に基づき、消費税および地方消費税相当額を、料金に加算して請求いたします。
- (10) お客さまが、本説明書に申込みされ、当社が承諾し契約に至った場合は、たのしいでんき約款第10条（供給の開始）に基づき、供給を開始します。
- (11) 契約種別変更手数料は、各プランで電気を供給中のお客さまが本コースにお申込み、または、本コースを解約し、各プランに変更する場合に適用し、次の通りとします。契約種別変更手数

料について支払いを要する額は、契約種別変更手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額とし、変更の申込みをされた月または翌月の料金支払いと合算して請求を行います。

手数料名	金額(税抜)
契約種別変更手数料	300 円

- (12) 本コースはスマートメーターの設置を必須と致します
- (13) 本コースにお申込みされ、当社が承諾し契約に至ったあとに、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が、当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても、本コースの提供をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客さま、および各地域の一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応いたします。
- (14) 前項に記載の状態に陥った場合には、弊社はお客さまに対して何らかの補償を行うことはできません。本コースが提供できる状態に復した際に、改めて本コースのお申込みをお願い致します。
- (15) 天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、弊社は特別な対応を行いません。

4. 料金表

本説明書における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電 灯 需 要	北海道 かに プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	東北 なまはげ プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	東京 大江戸 プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	中部 しゃちほこ プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	北陸 ます寿司 プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	関西 たこやき プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	中国 もみじ プラン	朝トクコース
		ママトクコース
	九州 めんたいこ プラン	朝トクコース
		ママトクコース

2 北海道 かにプラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流

をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,908 円 36 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	477 円 09 銭
契約電流 40 アンペア	2,544 円 48 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	636 円 12 銭
契約電流 50 アンペア	3,180 円 60 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	795 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	3,816 円 72 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	954 円 18 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22円37銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワットにつき	28円24銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円71銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0円00銭
-------------	-------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,908 円 36 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	477 円 09 銭
契約電流 40 アンペア	2,544 円 48 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	636 円 12 銭
契約電流 50 アンペア	3,180 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	795 円 15 銭
契約電流 60 アンペア	3,816 円 72 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	954 円 18 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	28 円 24 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 71 銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0 円 00 銭
---------------	----------

3 東北 なまはげ プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流

をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,846 円 80 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	461 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	2,462 円 40 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	615 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	3,078 円 00 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	765 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,693 円 60 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	923 円 40 銭

(0) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円33銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円63銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円32銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0円00銭
-------------	-------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,846 円 80 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	461 円 70 銭
契約電流 40 アンペア	2,462 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	615 円 60 銭
契約電流 50 アンペア	3,078 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	765 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,693 円 60 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	923 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 63 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 32 銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0 円 00 銭
---------------	----------

4 東京 大江戸 プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流

をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	669 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	800 円 28 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円46銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円62銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円44銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0円00銭
-------------	-------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流

をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	669 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	800 円 28 銭

(D) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円46銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	24円62銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円44銭

(H) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0円00銭
---------------	-------

5 中部 しゃちほこ プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ、または、60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	669 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭

契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	800 円 28 銭
---------------------------	------------

(D) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 65 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	23 円 83 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 58 銭

(H) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0 円 00 銭
-------------	----------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ、または、60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

- (0) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,600 円 56 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	400 円 14 銭
契約電流 40 アンペア	2,134 円 08 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	533 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	2,667 円 60 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	669 円 90 銭
契約電流 60 アンペア	3,201 円 12 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	800 円 28 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円65銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	23円83銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円58銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0円0銭
---------------	------

6 北陸 ます寿司 プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,354 円 32 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	338 円 58 銭
契約電流 40 アンペア	1,805 円 76 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	451 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	2,257 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	564 円 30 銭
契約電流 60 アンペア	2,708 円 64 銭

契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	677 円 16 銭
---------------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 61 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	20 円 23 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 84 銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ～ 6:59	0 円 00 銭
-------------	----------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

- (0) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,354 円 32 銭
契約電流 30 アンペア（まったく使用しない場合）	338 円 58 銭
契約電流 40 アンペア	1,805 円 76 銭
契約電流 40 アンペア（まったく使用しない場合）	451 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	2,257 円 20 銭
契約電流 50 アンペア（まったく使用しない場合）	564 円 30 銭
契約電流 60 アンペア	2,708 円 64 銭
契約電流 60 アンペア（まったく使用しない場合）	677 円 16 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円61銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワットにつき	20円23銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円84銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0円0銭
---------------	------

7 関西 たこやき プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、1月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭
---------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、7 関西たこやきプラン (1) 朝トクコース 二 料金 (イ) 基本料金の発生に関わらず、(ロ) 電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	355 円 05 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 69 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	27 円 80 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 66 銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0 円 00 銭
-------------	----------

(2) ママトクコース

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は、基本料金，最低料金，電力量料金，ママトク時間料金，およびたのしいでんき約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款

の別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、1月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭
---------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、7 関西たこやきプラン (2) ママトクコース 二 料金 (イ) 基本料金の発生に関わらず、(ロ) 電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	355 円 05 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 69 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	27 円 80 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31 円 66 銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0 円 0 銭
---------------	---------

8 中国 もみじ プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用範囲

(イ) 供給地が、中国電力管内であること。

(ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、1月まったく電気を使用しなかった場合は、発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭
---------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、8中国もみじプラン(1)朝トクコースニ料金(イ)基本料金の発生に関わらず、(ロ)電力量料金の最低料金は、発生するものいたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	313円75銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワットにつき	25円56銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円54銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0円00銭
-------------	-------

(2) ママトクコース

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、最低料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、1月まったく電気を使用しなかった場合は、基本料金は発生しないものといたします。

1 契約につき	2,000 円 00 銭
---------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、8中国もみじプラン（2）ママトクコース 二 料金 (イ) 基本料金の発生に関わらず、(ロ) 電力量料金の最低料金は、発生するものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	313 円 75 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 33 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25 円 56 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 54 銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0円0銭
---------------	------

9 九州 めんたいこ プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 朝トクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60

ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、朝トク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,662 円 12 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	415 円 53 銭
契約電流 40 アンペア	2,216 円 16 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	554 円 04 銭
契約電流 50 アンペア	2,770 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	692 円 55 銭
契約電流 60 アンペア	3,324 円 24 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	831 円 06 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 30 銭

(ハ) 朝トク時間料金

5:00 ~ 6:59	0円00銭
-------------	-------

(2) ママトクコース

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、ママトク時間料金、およびたのしいでんき約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、たのしいでんき約款の別表 2（燃料

費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格がたのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、たのしいでんき約款の別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

1月の基本料金、および、1月まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次のとおりといたします。

契約電流 30 アンペア	1,662 円 12 銭
契約電流 30 アンペア (まったく使用しない場合)	415 円 53 銭
契約電流 40 アンペア	2,216 円 16 銭
契約電流 40 アンペア (まったく使用しない場合)	554 円 04 銭
契約電流 50 アンペア	2,770 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (まったく使用しない場合)	692 円 55 銭
契約電流 60 アンペア	3,324 円 24 銭
契約電流 60 アンペア (まったく使用しない場合)	831 円 06 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 30 銭

(ハ) ママトク時間料金

19:00 ~ 20:59	0円0銭
---------------	------

5. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2（約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2（約款の変更）に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。